

中小企業等が物価上昇に負けない賃上げを行うための、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境の整備について

令和8年8月21日
中四国サミット

中小企業等が物価上昇に負けない賃上げを行うための、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境の整備について

地方においては、これまでも地域の生活・経済を守るべく、国が打ち出す対策を補いつつ、地域の実情に合った効果的できめ細かな施策を実施してきたが、物価高の長期化は依然として国民生活や事業者の経営に多大な影響を及ぼしている。

また、全国的には好業績を上げている大企業を中心に物価の高騰に対応する賃上げが実施されているが、地方の中小企業等においては、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできておらず、賃上げの実現は難しい状況にある。

十分な賃上げができず、実質賃金が減少することは、若者の将来不安を増加させ、結婚や出産、子育ての選択をためらわせるのみならず、大都市との格差から、若者の大都市への転出に拍車をかけることにもつながっている。

地方に多い中小企業等が物価上昇に負けない賃上げを行うためには、コスト上昇分を適切に価格転嫁できるよう、大企業との対等な取引環境を整備することが必要である。

さらに、米国による関税措置に加え、緊迫化している中東情勢は、賃上げ等を通じたデフレからの脱却を目指す日本経済に多大な影響を与えることが懸念される。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国と地方が効果的な対策を切れ目なく講ずることができるよう、次の事項について強く要請する。

1 中小企業等の持続的な賃上げの実現に向けた支援

地方経済の成長が日本経済の成長を支えていくものであり、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行に向け、大胆かつ強力な総合経済対策を早急に実行すること。

地方の中小企業・小規模事業者は、物価高や人件費の上昇などにより、コスト負担の面において経営が圧迫されている中で、人材確保の面からなお一層の賃上げを迫られている状況となっている。そのため、適切な価格転嫁をはじめ、大企業との共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化し、違反のあった場合には厳正に対処するとともに、賃上げ促進税制の強化や国内投資の促進などの持続的な賃上げ、所得の向上につながる環境整備を一層推進するなど、政策を総動員し、すそ野の広い賃上げを実現すること。

また、国が最低賃金について掲げた「2020年代に全国加重平均 1,500 円を目指す」という短期間での高い目標の実現に向けては、中小企業・小規模

事業者が、最低賃金の大幅な引き上げや、社会保険料の企業規模要件の段階的撤廃等による被用者保険の適用拡大に伴う事業主負担の増加に対応できるよう、国の責任において包括的かつ抜本的な支援策を早急に講じること。

加えて、既存の支援策に設定されている「従業員1人当たり給与支給総額の年平均成長率の増加目標」等、達成が困難な要件を見直すこと。なお、これらの支援策による効果が十分に確認できない場合には、最低賃金引き上げの政府目標の達成時期を延期すること。

あわせて、地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築について、法令遵守の徹底を図るとともに、省人化投資の推進、適正な対価の確保による事業者の経営安定を支援すること。

2 エネルギー価格等への対応

地政学的リスクの増大や中東情勢の緊迫化に伴う海外経済の動向等により、経済やエネルギーをめぐる情勢の先行きが不透明な中であって、燃料油価格や電力・都市ガス・LPガス料金の負担軽減策については、今後とも国民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、国として責任を持って機動的かつ全国統一的に実施すること。特に、中小企業や農林水産事業者に対しては、実情に応じた利便性の高い制度資金の創設等の支援について、万全の対策・対応を講ずること。

なお、国において電気（低圧・高圧）・都市ガス料金に限定して負担軽減策を実施する場合は、地方において実施する、特別高圧契約で受電する中小企業等やLPガスを使用する世帯に対する支援策を国の対策と歩調を合わせて実施できるよう、地方の議会日程も考慮し、迅速かつ適切に重点支援地方交付金等の財源を措置すること。

あわせて、負担軽減策だけでなく、エネルギー等の安定供給に取り組むとともに、将来にわたり効果が持続するよう、エネルギー転換の取組等に対する一層の支援を行うこと。

加えて、国民の生活や事業者の経済活動に必要な燃料油・石油製品の供給が滞ることがないよう、石油備蓄の放出に加えて、ペルシャ湾岸諸国からの輸入再開のためにあらゆる対策・対応を講ずるとともに原油の調達先を多角化するための取組を進めること。

さらに、原材料供給網（サプライチェーン）について、代替品への転換等を促進するための補助制度や税制優遇を強化し、地域の事業者が安定的に事業継続できる環境を整備すること。

3 米国による関税措置に関する対策の継続

米国の関税措置による地方の産業・雇用に与える影響が最小限となるよう、迅速かつ丁寧な情報提供や地域の実情等を踏まえた万全の対策を実施すること。

また、自動車関連事業者をはじめ、関税の影響を大きく受ける輸出関連事業者や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業等に対する資金繰りの支援、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化の促進、生産性向上の支援等の対策を講じること。

特に、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないように、監視を強化・徹底すること。

4 地方財源の確保

地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性の確保・強化のために、官公需における価格転嫁に必要な経費を含め、民間給与や物価の上昇による影響を地方財政計画の歳出に的確に反映し、一般財源総額を適切に確保するとともに、地方が実情に応じて物価高対策や人手不足対策を継続的かつ機動的に実施できるよう、地方交付税や自由度の高い交付金など必要な財源について、今後も経済状況等に応じて、積極的な措置を行うこと。

また、地方において、米国による関税措置、緊迫化している中東情勢の影響を受ける企業等に対して機動的に支援を行えるよう、経済状況等に応じて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額及び対象事業の拡充を行うとともに、各団体の実情に応じた適切な配分を行うこと。

令和8年8月21日

中四国サミット

鳥島岡広山徳香愛高	取根山島口島川媛知	県県県県県県県	知知知知知知知	事事事事事事	平丸伊横村後池中濱芦	井山木田岡田村田谷井	伸達隆美嗣正豊時省	治也太香政純人広司茂介
(一社)中国経済連合会会長								
四国経済連合会会長								